

平成22年8月25日

米国による日本製ポリクロロプレングムに対する
アンチ・ダンピング措置の撤廃について

米国は8月24日、日本製ポリクロロプレングムに対するアンチ・ダンピング措置を撤廃したことを公告しました。本件は、米国が1973年12月以来、アンチ・ダンピング措置を継続していたもので、我が国製品に対する措置として最長（36年超）のものでした。

日本政府は、今後とも、米国の対日アンチ・ダンピング措置に対する監視を継続し、不当に長期にわたり継続している措置の早期撤廃を求めています。

1. 米国は、8月24日、1973年以来継続してきた日本製ポリクロロプレングムに対するアンチ・ダンピング措置（注）を8月4日付けで撤廃したことを官報で公告しました。本件は、我が国製品に対するアンチ・ダンピング措置として最長（36年超）のものでした。

これは、米国が本年7月から開始したサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング措置の継続の必要性を審査する手続）において、米国の国内産業が措置の継続を要請しなかったことによるものです。

（注） 輸出国の国内価格より低い価格による輸出（ダンピング輸出）が、輸出先国の国内産業に損害を与える場合に、輸出価格を正常な価格に是正するために賦課される関税措置。

2. アンチ・ダンピング措置は、WTO協定上、原則5年間で失効しなければならないものですが、その撤廃がダンピング及び損害の存続・再発をもたらす可能性がある場合に限り、例外的に延長ができるものです。

しかしながら、米国においては、国内産業からの要請があれば、米国政府はアンチ・ダンピング措置の延長を繰り返し、長期にわたって措置を継続しています。

3. 本件においても、1973年12月の日本製ポリクロロプレングムに対するアンチ・ダンピング措置の発動以来、①市場構造の変化により本製品の米国内の生産は減少しており、また、②米国内のユーザー産業から米国政府に対し、当該措置の撤廃に向けた働きかけが行われたにもかかわらず、米国政府は当該措置を撤廃すればダンピング輸出が再開されるとの前提の下、当該措置を継続していました。

4. このため、日本政府としては、WTOの紛争解決手続やアンチ・ダンピング委員会（注）において、米国のアンチ・ダンピング制度及びその運用実態がWTO協定に不整合であるとして懸念を表明するとともに、不当に長期にわたる対日アンチ・ダンピング措置の早期撤廃を求めてきました。

また、WTOのドーハ・ラウンド交渉においてアンチ・ダンピング協定の改定が議論されているところ、我が国は、サンセット・レビューの規律強化に関する提案を行っています。

さらに、毎年度、産業構造審議会（通商政策部会不公正貿易政策・措置小委員会）によりとりまとめられる「不公正貿易報告書」においても、早期撤廃が必要なものとして問題提起されてきました。

（注）アンチ・ダンピング協定に基づきWTOに設置されている委員会で、加盟国が自国のアンチ・ダンピング措置に関する情報を提供し、議論を行っている。毎年、春・秋の2回開催されている。

5. 日本政府は、今後とも、米国の対日アンチ・ダンピング措置に対する監視を継続し、不当に長期にわたり継続している措置の早期撤廃を求めています。

（参考）

1. ポリクロロプレングムは自動車部品や接着剤等に使用される化学品で、アジアを中心に需要の増大が見込まれる一方、欧米では横ばい傾向が続くと見込まれている。
2. 米国アンチ・ダンピング法によれば、サンセット・レビュー開始公告後、15日以内に国内生産者はサンセット・レビューに参加する意思のあることを商務省に通知する。いずれの国内生産者も通知を行わなかった場合、商務省は調査開始公告後90日以内にアンチ・ダンピング税の賦課命令を取り消す旨の公告を行う。

（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局化学課長 坂口

担当者：井上、小阪

電話：03-3501-1511（内線3731）

03-3501-1737（直通）

通商政策局米州課長 赤星

担当者：宮崎、檜垣

電話：03-3501-1511（内線2991）

03-3501-1094（直通）

通商政策局通商機構部参事官 風木

担当者：仙田、三井

電話：03-3501-1511（内線3056）

03-3580-6596（直通）